

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について（通知）

本年2月28日の『「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）（令和2年2月26日付け教政第316号）」の更新について（通知）（令和2年2月28日11:30時点）』により、各県立学校におかれては、3月2日（月）から春季休業の開始までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。）に基づく臨時休業を行うようお願いしましたところ、迅速、適切に御対応いただき、心から感謝申し上げます。

このたび、臨時休業期間が終了し、3月25日（水）からの春季休業を迎えるに当たって、学校において留意すべき事項を次のとおりまとめましたので、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

1 保健管理について

(1) 春季休業期間中も、当面の間、引き続き以下の点に留意するよう児童生徒等に指導すること。

- ・学校は、児童生徒等の保護者と緊密に連携し、「健康観察表」を用いて、朝・夕の検温など厳重な健康観察を行うこと。
- ・咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用すること。
- ・集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けること。

(2) 新年度に向けて、春季休業期間中に、学校における環境衛生を良好に保つための取組を学校全体で進めること。

例えば以下のような取組を確実に実施しておくこと。

- ・手洗い施設の整備、手洗い用石鹸や手指消毒用アルコールの設置。
- ・感染症発生時等に速やかに消毒作業を行うための用具等の準備。
- ・感染症防止のための学校生活での留意事項に関する掲示物等の作成。

2 登校日等について

春季休業期間中に、健康観察や学習状況の確認等のために登校日等を設定する必要がある場合には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。

その際には、以下のような取組を確実に実施すること。

- ・学校長は、児童生徒等の保護者と緊密に連携し、児童生徒等に対し、登校前の検温など厳重な健康観察を行い、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、新型コロナウイルス感染症と診断される可能性もあるということを踏まえ、出席停止扱いとし、自宅で療養するよう指導を徹底すること。
- ・マスクの着用及び手洗い、アルコール消毒薬による手指消毒の徹底すること。
- ・児童生徒等の座席間隔を1 m以上保つよう努めること。

3 教育課程について

- (1) 臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じること。これまで既に、家庭学習として計画的に行ってきていただいているが、引き続き、春季休業期間中においても、家庭学習を課す等の適切な対応を行うこと。また、必要に応じて、「子供の学び応援サイト」を積極的に活用すること。

なお、児童生徒や学校の実態を踏まえつつ、令和2年度において、補充のための授業や補習などの必要な措置について、検討しておくこと。

特に、中学校に進学する生徒に関しては、年度始めに小学校での未修了の内容について小学校と中学校が連携をとって、補充や個別指導の支援を行うなど、新しい環境での生活や学習の不安、つまずきとならないよう配慮すること。

子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

- (2) 学習に著しい遅れが生じることのないようにするための補習や補充授業を、実施することは可能とする。ただし、実施する際は、児童生徒に対して自衛のための備えと無理な参加を控えるよう指導するとともに、2に指示したとおり、防護措置等を確実に講じること。

4 運動機会の確保について

児童生徒等の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行うよう児童生徒等に指導すること。

児童生徒等の日常的な運動の機会を確保する目的で、学校の校庭や体育館の開放を検討する場合は、感染拡大防止のための以下の防護措置等を確実に講じること。

- ・検温など厳重な健康観察のうえ、発熱や咳などの風邪の症状のある児童生徒等は参加しないよう徹底すること。
- ・一度に大人数が集まって、参加者が特定できない状態で、人が密集する運動とならないよう配慮すること。
- ・体育館を使用する場合は、ドアを広く開け、こまめな換気を行うとともに、消毒液の設置や、児童生徒等が手を触れる箇所や、使用者が特定できない用具等の消毒を行うこと。

5 部活動について

部活動は、学校の教育活動の一環として行われるものであり、臨時休業期間中の実施は、校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め中止することとしてきたところである。

国の専門家会議において依然として警戒を緩めることはできないとの見解が示されていることから、春季休業期間中においても、これまでの取組を継続すること。

6 教職員の出勤等の服務について

- (1) 教職員は、「健康観察表」を活用し、検温など健康観察を継続的に行うとともに、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- (2) 春季休業期間中の勤務は、通常どおりとする。嘱託職員、舎監等については、勤務が予定されている場合は、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(施設の維持管理等に従事)
- (3) 休暇等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて(通知)」(令和2年3月2日付け教政第322号・教教第876号)のとおりとする。
- (4) 感染予防のため、公共交通機関で通勤している教職員が、人混みの多い時間帯を避けて出勤できるよう、「時差出勤」を推進すること。
- (5) 教職員の海外への渡航については、次のとおりとする。
 - ・渡航の是非や必要性の検討を行い、不要な渡航は極力控えること。
 - ・出国前に、管理職と相談のうえ、教育委員会へ報告すること。
 - ・入国制限対象国からの帰国者が、帰国後14日間の自宅待機や国内において公共交通機関を使用しないことを求められていることに鑑み、対象国以外からの帰国者についても同様の対応を求める場合がある。その際の休暇の取扱いについては、職務専念義務の免除(職専免が適用されない職員は年次有給休暇)とする。

7 児童生徒等の生活指導について

児童生徒等の生活指導について、以下のことを指導する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況をふまえ、引き続き人の密集する場所・換気が悪い場所等への外出や不要不急の外出は避けること。
- (2) 新学期に備え、早寝早起きを心がけたり、決まった時間に学習するなど、生活リズムを崩さないようにし、家事手伝いも積極的に行うこと。
- (3) スマートフォン等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしないこと。(ネットいじめ、不適切な投稿、デマ等の拡散、個人情報への無断掲載、ネット上で知り合った人との面会などを絶対にしないこと。)

8 児童生徒等の状況把握と教育相談について

- (1) 休業期間が長期化していることから、不安なことや相談したいことがある場合は、学校に連絡するよう指導し、児童生徒等が相談しやすい体制を整えておくこと。
- (2) いじめ・不登校・虐待など、特に配慮を要する児童生徒等については、引き続き電話連絡等による状況把握に努め、年度が替わる際に引継ぎを確実にを行い、継続した支援を行うこと。
- (3) 心理的に不安定になっている児童生徒等から相談の希望があり、心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーの派遣について、人権教育課いじめ問題等対策室に連絡すること。(TEL088-621-3138)

9 いじめ防止等について

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別的な扱いが起こらないよう十分配慮すること。

10 その他

新年度における学校再開については、今後の状況を踏まえ、後日別途通知する。